

SMILE

今月も笑顔(スマイル)でスタート

7 月号 Vol. 123

下半期に入りました

まいど おおきに！

今年も早いもので 2025 年の半分が過ぎ、今日から下半期に入ります。

6 月は大きなニュースが目白押しでした。その中で、2025 年 6 月 13 日から 25 日にかけて、イスラエルとイランの間での大規模な軍事衝突がありました。現在、12 日間戦争と呼ばれるこの戦争は、21 日、アメリカがイランの核施設(イスファハン、ナタンズ、フォルドー)を標的とした精密攻撃を実施したことで、停戦の流れになりました。今後さらに交渉は続きますが、停戦が成立することを願うばかりです。そして停戦となれば、ガザ戦争が終結し、イスラエルとアラブ諸国との和平協定合意である「アブラハム合意」にサウジアラビアやシリアなどが加わり、そしてイスラエルもパレスチナを認めるということも実現するかもしれません。そうすると中東は世界経済の中心の1つになり、長期的には世界の中心は G7 だけではなく、BRICS や中東諸国に主軸が移っていく気がします。

6 月 26 日に日経新聞が合成麻薬フェンタニルの密輸に中国組織が設立した日本企業が絡んでいるというスクープ記事をあげた後、ジョージ・グラス駐日米大使が、アメリカ国内で深刻な社会問題となっているフェンタニルについて、日本を経由した積み替えや流通を防ぐ必要性を、X(旧ツイッター)に投稿しました。フェンタニルは、医療では強力な鎮痛剤として用いられますが、アメリカでは麻薬として取引され過剰摂取による死者数が急増していることから、フェンタニルの流入を防ぐことは、トランプ大統領の重要政策になっています。フェンタニルの多くはメキシコの麻薬カルテルによって製造され、アメリカへ密輸されているとされていますが、麻薬カルテルは、フェンタニルの原料となる化学物質(前駆物質)を中国から大量に購入していると指摘されています。アメリカ発の関税交渉で、メキシコとカナダが大きな制裁を科されているのは、まさにこれらの国が、フェンタニルの中継に関わっていることが一因となっています。トランプ大統領は、国内問題への取り組みの中で、移民問題とこのフェンタニル問題を特に重視しているので、日本がフェンタニルの密輸に関わってきたとしたら、アメリカと日本との関税交渉を含め外交交渉の中で、この件が取り上げられることは間違いないでしょう。そして今回の件で、取り上げられている日本企業は、中国系の会社であると報道されています。しかし例え、関与した日本企業が中国組織によるものであっても、それでこの問題は解決するとは思えません。

そして今月は参議院選挙が行われます。3 連休の真ん中の 7 月 20 日が投票日という、組織票頼みの与党に有利な条件の下で行われます。自民党を除く政党が、何らかのかたちで消費税減税を公約に掲げているのに対して、自民党は相変わらず給付金を公約にしています。消費税は、企業の粗利に対して課している税金です。消費税が第2の法人税とも言われている所以です。ですから中小企業にとって、消費税はとても重い負担になっているのです。これがこの何十年もの日本の経済成長を妨げている要因になっていると思います。ですから“食料品だけでも消費税の税率を下げろ！”という消費者の視点のみならず、中小企業の経営を圧迫しているという中小企業で働く雇用の視点からも、消費税減税は実現しなければならないと思います。今回選挙では、減税が争点になっている絶好の機会です。来月の選挙結果は果たしてどうなるでしょうか！

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



マクロ経済1:CPIとPPI

国家統計局の発表によれば、5月の消費者物価指数(CPI)は前月比0.2%、前年同月比0.1%低下した。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは前年同月比0.6%上昇し、前月比0.1ポイント上昇した。

工業生産者物価指数(PPI)は、前月比0.4%低下し、前月と同じ、前年比では3.3%低下し、低下幅は前月より0.6ポイント拡大した。

1. 消費者物価指数(CPI)はわずかに下落したが、コアCPIの前年比伸び率は拡大した。

消費者物価指数(CPI)が前月比で上昇から下落に転じたのは、主にエネルギー価格の下落によるものである。エネルギー価格は前月比1.7%下落し、CPIを前月比で約0.13ポイント押し下げ、CPI全体の下落幅の約70%を占めた。そのうち、ガソリン価格は前月比3.8%下落し、前月比1.8ポイント上昇した。食料品価格は0.2%下落し、季節水準より1.1ポイント下落幅が小さく、CPIに前月比約0.04ポイント影響を与えた。そのうち、旬の野菜の供給が増加し、生鮮野菜の価格が5.9%下落した。卵、豚肉、鶏肉の価格は安定してわずかに下落し、0.3%から1.0%の間で下落した。一部地域での大雨や夏季禁漁などの要因により、生鮮果物、淡水魚、海水魚の供給が減少し、価格はそれぞれ3.3%、3.1%、1.5%上昇した。消費者需要は引き続き回復し、各地で行われた祝日や文化・スポーツ・娯楽活動などの影響を受け、ホテル宿泊料金と観光価格は、それぞれ4.6%、0.8%上昇し、いずれも季節水準を上回った。そのうち、ホテル宿泊料金の上昇率は過去10年間の同時期としては過去最高を記録した。夏服の買い替えに伴い、衣料品価格は0.6%上昇した。

消費者物価指数(CPI)は前年同月比で小幅下落し、前月と同様の下落幅となった。そのうち、エネルギー価格は前年同月比6.1%下落し、前月比1.3ポイント上昇し、消費者物価指数(CPI)の前年同月比下落幅に約0.47ポイント影響し、CPIの前年同月比下落の主な要因となった。消費喚起策は引き続き効果を発揮しており、一部地域の物価はプラスに転じている。コアCPIは前年同月比0.6%上昇し、前月比0.1ポイント上昇した。そのうち、エネルギーを除く工業用消費財は0.6%上昇し、前月比0.2ポイント上昇した。金宝飾品、家庭用繊維製品、娯楽用耐久消費財はそれぞれ40.1%、1.9%、1.8%上昇し、上昇幅が拡大した。燃料車と新エネルギー車の価格はそれぞれ4.2%、2.8%下落し、下落幅は縮小した。サービス価格は0.5%上昇し、前月比0.2ポイント上昇した。サービスのうち、レンタカー料金、航空券、観光料金はそれぞれ3.6%、1.2%、0.9%上昇し、いずれも下落から上昇に転じた。

2. 生産者物価指数は依然として低水準にあり、一部の地域では価格がわずかに改善している。

今月のPPIが前月比で下落した主な理由は、第一に、国際的な輸入要因が国内関連産業の価格下落に影響を与えていることにある。国際原油価格の下落は、国内石油関連産業の価格下落に影響を与えている。石油・天然ガス採掘産業の価格は5.6%下落し、石油精製製品製造産業の価格は3.5%下落し、化学原料・化学製品製造産業の価格は1.2%下落した。上記3つの産業は、PPIの前月比下落に約0.23ポイント影響を与え、下落率全体の50%を超えた。第二に、国内の一部エネルギー・原材料価格が段階的に下落している。石炭需要が閑散期にあり、発電所や港湾の石炭埋蔵量が十分であること、新エネルギー発電のコストが低く代替効果が強いことなどが要因である。石炭採掘・選炭産業の価格は3.0%下落し、石炭加工産業の価格は1.1%下落した。南部地域における高温と多雨の増加は、一部の不動産およびインフラプロジェクトの建設に影響を与えた。また、鉄鋼やセメントなどの建設資材の生産と供給は十分であった。鉄鋼製錬・圧延加工業と非金属鉱物製品の価格は1.0%下落した。上記4つの産業は、生産者物価指数(PPI)の前月比約0.18ポイントの低下に影響を与えた。

前年同期のベースが上昇したことなどの影響もあって、生産者物価指数(PPI)の前年比下落率は前月比0.6ポイント拡大した。しかし、わずかな変化から判断すると、中国のマクロ経済政策がより積極的に実施され、一部産業における需給関係が改善し、一部地域では価格がプラスの傾向を示していることが分かる。その兆候として、まず、新たな消費の勢いが継続的に高まったことにより、生活必需品などの価格が前年比で上昇した。消費刺激策が引き続き効果を発揮し、一部消費財の需要が解放されたことで、関連産業の価格が持ち直した。消費財価格は前月比0.2%下落したが、横ばいとなった。衣料品、一般日用品、耐久消費財はそれぞれ0.2%、0.1%、0.1%上昇し、消費財価格の前年同月比下落幅は前月比0.2ポイント縮小した。産業別に見ると、工芸品・冠婚葬祭用品は前年同月

比 12.8%上昇、製靴は 0.8%、コンピュータ製造は 0.2%上昇し、家庭用洗濯機、テレビ製造、自動車製造はそれぞれ前月比 1.6%、1.4%、0.6 ポイント下落幅を縮小した。

次に、ハイエンド機器製造などの産業の発展により、関連産業の価格が前年比で上昇した。産業発展のハイエンド化、スマート化、グリーン化が着実に進み、ハイテク製品への需要が拡大し、関連産業の価格が前年同月比で上昇した。集積回路パッケージング・テストシリーズと航空機製造はともに 3.6%上昇、ウェアラブルスマートデバイス製造は 3.0%上昇、マイクロ波通信設備は 2.1%上昇、サーバーは 0.8%上昇、半導体デバイス専用設備製造は 0.7%上昇した。また、太陽光発電やリチウム電池などの新エネルギー産業の需給関係が改善し、前年同月比での価格下落幅が縮小した。太陽光発電設備・部品製造とリチウムイオン電池製造はそれぞれ 12.1%と 5.0%下落し、前月比で下落幅はそれぞれ 0.4 ポイント、0.3 ポイント縮小した。

マクロ経済2:輸出と輸入

税関統計によると、2025 年の 5 か月間、中国の貨物輸出入総額は 17 兆 9,400 億元で、前年同期比 2.5%増加した。そのうち、輸出は 10 兆 6,700 億元で、前年同期比 7.2%増加した。輸入は 7 兆 2,700 億元で、前年同期比 3.8%減少した。

5 月の中国の貨物輸出入総額は 3 兆 8,100 億元で、前年比 2.7%増加した。そのうち、輸出額は 2 兆 2,800 億元で、前年比 6.3%増加した。輸入額は 1 兆 5,300 億元で、前年比 2.1%減少した。

中国の 5 か月間の輸入と輸出の主な特徴は、次の通りである。

1. 一般貿易と加工貿易の輸出入が増加

1～5 月間の一般貿易輸出入は 11 兆 5,100 億元で、0.8%増加し、中国の対外貿易総額の 64.2%を占めた。そのうち、輸出は 7 兆 400 億元で、7%増加した。輸入は 4 兆 4,700 億元で、7.8%減少した。同期間の加工貿易輸出入は 3 兆 2,100 億元で、6.2%増加し、17.9%を占める。そのうち、輸出は 1 兆 9,900 億元で、4.5%増加した。輸入は 1 兆 2,200 億元で、9.3%増加した。また、保税物流による輸出入は 2 兆 5,400 億元で、5.9%増加した。そのうち、輸出額は 1 兆 500 億元で 15.8%増加し、輸入額は 1 兆 4,900 億元で 0.2%減少した。

2. ASEAN および EU への輸出入の伸び

1～5 月間において、ASEAN は中国の最大の貿易相手国である。中国と ASEAN の間の貿易総額は 3.02 兆円で、9.1%増加し、中国の対外貿易総額の 16.8%を占める。そのうち、ASEAN への輸出は 1.9 兆円で、13.5%増加した。ASEAN からの輸入は 1.12 兆円で、2.3%増加した。EU は中国の 2 番目に大きな貿易相手国である。中国と EU の間の貿易総額は 2.3 兆円で、2.9%増加し、12.8%を占める。そのうち、EU への輸出は 1.57 兆円で、7.7%増加した。EU からの輸入は 7,283.3 億元で、6.1%減少した。米国は中国の 3 番目に大きな貿易相手国である。中米間の貿易総額は 1 兆 7,200 億元で、前年比 8.1%減、全体の 9.6%を占める。うち、対米輸出は 1 兆 2,700 億元で、前年比 8.7%減、対米輸入は 4,475 億 1,000 万元で、前年比 6.3%減となった。同期間における、中国と「一帯一路」参加国との輸出入総額は、9 兆 2,400 億元で、前年比 4.2%増加した。そのうち、輸出額は 5 兆 3,400 億元で、前年比 10.4%増加し、輸入額は 3 兆 9,000 億元で、前年比 3.2%減少した。

3. 民間企業と外資企業の輸出入が増加した

1～5 月間の民営企業の輸出入総額は、10 兆 2,500 億元で、前年同期比 7%増、中国の対外貿易総額の 57.1%を占め、前年同期比 2.4 ポイント増となった。そのうち、輸出額は 6 兆 9,700 億元で、同 8%増、中国の輸出総額の 65.4%を占めた。輸入額は 3 兆 2,800 億元で、同 4.9%増、中国の輸入総額の 45.1%を占めた。同期間の外資企業の輸出入総額は 5 兆 2,100 億元で、同 2.3%増、中国の対外貿易総額の 29%を占めた。そのうち、輸出額は 2 兆 8,800 億元で、同 6%増、輸入額は 2 兆 3,300 億元で、同 1.9%減であった。国有企業の輸出入総額は 2 兆 4,400 億元で、前年比 12.7%減少し、中国の対外貿易総額の 13.6%を占めた。そのうち、輸出額は 7,994 億元で、前年比 4.3%増加し、輸入額は 1 兆 6,400 億元で、前年比 19.1%減少した。

4. 機械・電気製品は輸出の60%を占め、その中で自動データ処理装置とその部品、集積回路、自動車の輸出が増加した。

1～5月間の機械・電気製品の輸出額は、6兆4,000億円で、前年比9.3%増となり、中国の輸出総額の60%を占めた。そのうち、自動データ処理装置及びその部品は5752億3,000万円で、前年比3.9%増、集積回路は5,264億円で、前年比18.9%増、自動車は3,513億7,000万円で、前年比6.6%増であった。同期間の労働集約型製品の輸出額は1兆6,600億円で、前年比1.5%減となり、前年比15.6%を占めた。そのうち、繊維製品は4,201億4,000万円で、前年比3.7%増であった。農産物の輸出額は2,960億9,000万円で、前年比4.7%増であった。

5. 鉄鉱石、原油、石炭などの主要商品の輸入価格は下落したが、機械・電気製品の輸入額は増加した。

1～5月間において、中国は鉄鉱石を4億8,600万トン輸入し、5.2%減少した。平均輸入価格(以下同じ)は1トンあたり707.2円で、16.4%減少した。原油は2億3,000万トンで、0.3%増加し、1トンあたり3,864.3円で、10.6%減少した。石炭は1億8,900万トンで、7.9%減少し、1トンあたり559円で、22.5%減少した。天然ガスは4905万3000トンで、9.5%減少し、1トンあたり3,274円で、6.8%減少した。大豆は3,710万8,000トンで、0.7%減少し、1トンあたり3,233.9円で、13.9%減少した。精製油は1,598万トンで、26.8%減少し、トン当たり4,323.2円で、0.1%減少した。また、一次プラスチックの輸入量は1,169万8,000トンで、2.3%減少し、トン当たり1万6,000円で、0.8%減少した。未加工銅および銅製品は216万9,000トンで、6.7%減少し、トン当たり6万9,400円で、6.6%増加した。同期間の機械電気製品の輸入量は2兆8,300億円で、6%増加した。

法務情報

中国初の独禁法「個人処罰」と企業へのコンプライアンス提言



1. はじめに

2025年3月、製薬企業3社による水平的独占協定について、上海市市場监督管理局(以下便宜的に「法執行機関」の呼称も用いる)がこれら各社に対して過料(3社計2億2300万元)を科すると同時に、当該協定の締結・実行に個人として責任を負う企業関係者に対しても行政処罰を行う決定を下した。これは初めて個人に対して処罰された独禁法執行事件として広く社会の関心を集めている。本稿では、この中国初の「両罰」(企業と個人双方への同時処罰)事例の要点を整理するとともに、企業へのコンプライアンス提言を行う。

2. 事件の概要

2020年1月から2023年12月までの期間、A～Cの3社は、手術用麻酔薬「ネオスチグミンメチル硫酸塩注射液」の販売価格を11～21倍に引き上げることを共謀し、さらに相互の市場シェアの安定維持を目的として、省レベルの代理店を共用するなどの方法により全国各省の公立・民間病院の販売市場を分割した。これらの独占行為によって市場競争が阻害され、患者及び社会公共の利益が損なわれた。

法執行機関の調査によると、本件独占協定の締結において主要な役割を果たしたのはA社であり、同社の投資誘致代理事業部の部長たる甲が同社代表としてB社・C社との連絡・交渉を行うと同時に、同事業部による本件独占協定の実行を手配した。そのため、本件独占協定におけるA社の直接責任者たる甲が、その締結に個人としても責任を負う立場にあったと認定された。本件の各行為者に対する処罰内容は以下となった。

- ・A社:2023年売上高2%(10%から減輕)の過料及び違法所得の没収
- ・B社・C社:2023年売上高4%の過料及び違法所得の没収
- ・A社の直接責任者たる甲:50万元の過料

3. 企業関係者が個人として責任を問われる可能性

2022年改正の中国独禁法は、事業者による違法行為への罰則を全面的に引き上げると同時に、独占協定について個人の責任も問うものとし、「事業者の法定代表者、主要責任者又は直接責任者が独占協定の締結に対し個人とし

て責任を負う場合、100 万元以下の過料に処する。」という規定を追加した(56 条 1 項)。

本件では、甲は、A 社投資誘致代理事業部の部長として、本件独占協定の締結・実行がなされた期間において主に次の行為を行った。

- ・部下に対し、関連他社の営業部長・責任者に連絡を取り、値上げの交渉・合意を行うことを指示した。
- ・自社経営陣の会議において、ネオスチグミンメチル硫酸塩注射液の価格調整に関する協議を行った。
- ・全国市場の販売価格の共同引上げ及び全国公立・民間病院の販売市場の分割について、関連他社の責任者に対する提案及びこれらの者との交渉を行った。
- ・部下に対し、本件独占協定の草案の策定を指示した。
- ・A 社による独占協定の実行について、その手配・調整及び推進を行った。
- ・関係企業間で異議・紛争が発生した際に、協議・交渉を積極的に推進した。

法執行機関は、これら各行為の情状に基づいて、A 社が独占協定の締結において主要な役割を果たし、甲が A 社の主要な実行者であり、本件独占協定における A 社の直接責任者であったことにより、その締結に対して個人として責任を負うものと判断した。この初めての「両罰」の採用は、独占禁止に関し企業のみならずその経営陣・幹部に対してもコンプライアンス責任を問われることを示し、独占行為を根源的に抑止する法執行機関の確固たる決意を表明するものである。

このような状況を踏まえ、独占協定の締結・実行が企業間でなされた場合には、当該企業が違法行為の中止命令、違法所得の没収、過料の賦課などの行政処罰を受けるだけでなく、その法定代表者、主要責任者又は直接責任者も高額な過料の対象となるおそれがある。そのため、企業においては、企業・個人の独占禁止コンプライアンスの「レッドライン」を明らかにし、法令を遵守した経営を行うとともに、社内コンプライアンス研修の実施、経営陣・従業員からのコンプライアンス誓約書の取得、内部通報やコンプライアンス責任追及に関する社内制度の整備によって、社内の独占禁止コンプライアンスの意識を十分に高め、独占協定リスクの防止を徹底することが望まれる。

4. 寛嚴の調和と処罰の軽重

水平的独占協定事件では、通常、独占協定における各企業の役割と関与の程度(例えば、主導者か否か)に基づいて過料額が決定される。この点、本件においては、A 社が独占協定の締結・実行に向け他社に対して積極的な連絡や主導を行い、本件全般にわたり独占協定の締結・実行を主導する立場にあったことから、違法所得の没収にとどまらず、過料についてその上限である前年度売上高の 10%が選択された(しかし A 社のリニエンシー申請により最終的に減額された)。これに対し、B 社及び C 社は、本件独占協定を主導する立場になかったため、主導者たる A 社よりも遥かに低い前年度売上高の 4%が適用された。このような差別化は、公平性と合理性を備えると同時に、独占協定を主導した者の法的責任はその主導を受けた者よりも重くなることがわかる。

これに関して重要となるのが、中国独禁法 56 条 3 項に定めるリニエンシー制度であり、当該規定によると、事業者が独禁法執行機関に対し、独占協定の締結に関する事情の報告と重要な証拠の提出を自発的に行った場合には、独禁法執行機関において事情を斟酌し、当該事業者に対する処罰を減免することができるとなっている。したがって、自社が独占協定と関わる可能性を把握した企業は、この規定に基づいてリニエンシー申請を行い、処罰の減免を試みることができる。

また、「独占協定禁止規定」47 条 3 項には、事業者の法定代表者、主要責任者又は直接責任者であって、個人として責任を負う者が、当該規定 37 条に基づいて独禁法執行機関に対し独占協定締結に関する事情の報告と重要な証拠の提供を任意に行ったときは、独禁法執行機関において 50%の処罰減免を行うことができるとする明確な規定がある。これに基づき、本件の甲に対しても、法執行機関の調査に積極的に協力し、関連する事実の陳述を如実に言い、関連する証拠の提出もしたなどの情状が汲み取られ、本来の過料額の上限が 100 万元のところ、法執行機関により 50 万元へと相応の軽減がなされた。

企業としては、独占協定締結の回避は当然として、特にその主導者として処罰の対象となることがないように、水平的独占協定(例えば、価格の固定や市場の分割など)への関与のおそれが明らかとなったときは、関連する行為を直ちに中止するとともに、処罰減免のため、独禁法執行機関に対するリニエンシー申請を速やかに行うことが望まれる。

5. 独禁法執行の重点分野となり続ける医薬産業

近年の中国医薬産業においては独占行為が多発し、法執行機関が常に独占禁止の規制に注力しており、2022～2024年の3年間、独占協定又は市場支配的地位濫用として調査・処分がなされた事件は10件以上に上った。本件では、A社に対する過料額につき、その上限たる前年度売上高の10%が選択されたが(既述のようにリニエンシー申請によって最終的に引下げ)、中国独禁法の施行以来、このような上限の適用例はそれほど多くない。また、今回の一件で、中国独禁法による個人責任条項導入後初めて「個人処罰」が行われた事例は医薬産業関連の事件ということになり、この法適用も、この産業分野に対して中国独禁法執行機関が発した強力な規制のシグナルとなった。

また、立法動向においても、製薬業界は独占禁止の重点産業とされており、2025年1月に国務院独占禁止不正競争防止委員会が公表した「薬品分野に関する独占禁止ガイドライン」では、「法的抑止力強化の継続。薬品分野における独占禁止の監督管理・法執行を強化するとともに、市場の公正な競争を著しく破壊し、消費者又は社会公共の利益を侵害し、革新的な発展を妨げる独占行為に対しては、法に基づく厳しい処分を行い、製薬産業の規範的で健全な発展を促進する」と明言している。このように、医薬産業は、今後も独禁法執行の主要な対象であり続けると予想されるため、これに属する企業は、独占禁止コンプライアンスの更なる重視が必要となる。

6. おわりに

独占協定「個人処罰」の初適用は、中国独禁法の執行が新たな段階に入ったことを示している。企業とその関連する責任者に対する「両罰」を通じ、法執行機関は、市場の公正な競争を維持し、民生・公共利益を保障する決意を表明しただけでなく、個人への責任追及を強化する方向性も示した。企業に対しては、独占禁止コンプライアンス体系を確立し、経営陣の「第一責任者」の役割を強化し、事前の予防から事中の管理そして事後の処理へと至る全過程の管理を整備し、独禁法リスクを根源的に防止することが提案される。

情報提供 金杜法律事務所

会計・税務情報

中国税収居住者身分証明に関する公告



「中国税収居住者身分証明」(以下「税収居住者証明」と略称)は、納税者が海外で自らの中国税務居住者身分を証明する重要な書類です。2025年1月26日、国家税務総局は「中国税収居住者身分証明に関する事項の公告」(国家税務総局公告2025年第4号)を公布し、「税収居住者証明」に関する事項を調整しました。主な内容及び変更点は以下の通りです。

一、本公告における主な調整事項

1. 「税収居住者証明」の適用場面を広げる。

申請者は実際の状況に応じて協定待遇を享受するか、あるいは協定待遇を享受しない申請目的を選択できる。

2. 全プロセスのオンライン手続きを実現する

電子税務局・自然人電子税務局のウェブサイトに通じて企業、個人が申請の全プロセスを行うことができ、手続きがより便利になる。

3. 「税収居住者証明」の記載内容を調整する

納税者識別番号などの情報が追加され、主管税務機関責任者の署名が削除され、それに申請者の必要なニーズに応じて、パートナー企業などの関連情報を備考として記入することが可能となる。

4. 手続き期間を短縮する。

主管税務機関が税収居住者の身分を確認できる場合、手続き期間は現行の10営業日から7営業日に短縮される。

二、申請適用対象及び申請条件

1. 企業あるいは個人は、中国税収居住者としてのいずれかの西暦年度において、主管税務機関に対して「税収居住者証明」の発行を申請することができる。

2. 中国居住者企業の国内外の支店、中国国内で登録された個人事業主、パートナーシップ企業が「税收居住者証明」の発行を申請不可であるが、中国本社、中国居住者投資者や居住者パートナーなどを經由してその主管税務機関に「税收居住者証明」の発行を申請可能である。

三、申請に必要な書類

1. 「中国税收居住者身分証明」申請表
2. 申請の目的に応じて、
協定待遇を享受する場合、関連する契約、協議、董事会あるいは株主会の決議、支払証憑など
協定待遇を享受しない場合、申請目的の真実性を証明する資料
3. 申請人が個人であり、
中国国内に住所がある場合、戸籍や家庭状況などを証明する資料
中国国内に住所がない場合、中国国内に実際の居住時間を証明できる資料
4. 国内外の支店が本社を通して申請する場合、その本社と支店の登録資料
5. 個人事業主、パートナーシップ企業の中国居住者投資者や居住者パートナーなどが申請する場合、個人事業主、パートナーシップ企業の登録資料

四、実施時間

本公告は 2025 年 4 月 1 日より施行される。2025 年 4 月 1 日以降に「税收居住者証明」の発行を申請する場合、本公告の規定が適用される。

人事労務情報

2025 年の上海の最低賃金基準について

2025 年 4 月 3 日に人力資源社会保障部は、全国の省、自治区、直轄市の 2025 年の最低賃金基準を発表しました。その中で、2025 年の上海の最低賃金基準は次のとおりです。

- ・ 月額最低賃金基準は 2,690 円で、フルタイム労働者に適用されます。この基準には、労働者が法律に基づいて支払う社会保険料や住宅積立金は含まれません。また、長時間労働による残業手当、夏季高温手当、夜勤手当、有害物質を含む特殊労働環境に対する職務手当、食料補助金、通勤補助金、住宅補助金なども含まれません。
- ・ 最低賃金は時給 24 円で、パートタイム労働者に適用されます。この最低賃金には、労働者個人と雇用主が法律に基づき支払う社会保険料は含まれません。

尚、この最低賃金基準の定義と適用範囲について、最低賃金基準とは、労働者が法定労働時間または法律に基づいて締結された労働契約で合意された労働時間内に通常の労働に従事した場合に、使用者が法律に基づいて支払うべき最低限の労働報酬を指します。月額最低賃金基準はフルタイム労働者に適用され、時間当たり最低賃金基準はパートタイム労働者に適用されます。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>